

## 【たよれーるインターネットサービスパートナー規約】

この「たよれーるインターネットサービスパートナー規約」（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社大塚商会（以下、「弊社」といいます。）と、弊社が提供する「たよれーるインターネットサービス」のパートナーとの間に適用されるものとしします。

### 第1条（本規約等の遵守）

パートナーは、本規約ならびに本規約に付随する全ての規約、規則、ガイドラインおよびそれに準ずるものを遵守するものとしします。

### 第2条（本約款の変更）

弊社は、本規約をパートナーの承諾なく変更することがあります。当該変更内容は、インターネット上の弊社所定のウェブページ内に掲示されるか、または、パートナーに通知されたときから効力を生じるものとしします。なお、弊社がパートナーに変更内容を通知する場合、パートナーの責に帰すべき事由により当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとしします。

### 第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- ①「たよれーる」とは、弊社の展開する、顧客のさまざまな業務を総合的に支援するサービス&サポートプログラムの総称を指します。
- ②「本サービス」とは、「たよれーるインターネットサービス」を指します。
- ③「顧客」とは、本サービスを利用する最終需要者（法人および個人事業主）を指します。
- ④「本件業務」とは、本サービスの利用を希望する顧客との契約を取次ぐこと、ならびにそれに必要となる付随的業務を行うことを指します。なお、詳細については、第5条にて定めるものとしします。
- ⑤「パートナー」とは、弊社がパートナー登録を承認した法人または個人事業主であり、本件業務を行う権利を有しているものを指します。
- ⑥「申込者」とは、弊社にパートナーの登録を申し込む法人または個人事業主を指します。
- ⑦「顧客契約」とは、弊社および顧客間の本サービスにかかる契約を指します。
- ⑧「顧客契約書」とは、顧客契約にかかる契約書面一式を指します。
- ⑨「Webダイレクト」とは、弊社Webページ（インターネット販売サイト<http://www.webdirect.jp>）及びパートナー専用インターネット販売サイト<http://www.38shop.jp/>）を指します。
- ⑩「アルファメール」とは、インターネットに接続された弊社のサーバ内に顧客のデータを格納するための電氣的空間を設けてそれを貸し出すとともに、弊社が当該弊社サーバを保守・管理するサービスおよびこれに関連したその他の付加サービスを指します。

### 第4条（パートナー登録等）

1. 弊社は、本サービスを顧客に販売するにあたり、パートナーを非独占的なパートナーとして認め、本件業務を委託し、パートナーはこれを引き受けるものとしします。
2. パートナー登録の申込みにあたっては、弊社所定のWebサイト上の申込フォームを用いて、事実と相違ない情報を弊社に届け出るものとしします。なお、当該申込により、パートナーは、本規約の全ての内容に合意したものとみなされます。
3. 弊社が、前項の申込みに対する承諾通知を行ったときに、パートナー登録が完了するものとしします。但し、弊社は、次のいずれかに該当すると判断した場合、承諾をしない場合があります。なお、その場合には、弊社より申込者に対し、その旨を通知します。
  - ①過去、本規約に基づきパートナー登録の解除を受けたことがある場合
  - ②申込み内容に虚偽の申告をした場合
  - ③その他弊社が不適切と判断した場合
4. 本件業務の履行に際し、パートナーは弊社の指示に従うとともに、弊社の信用を傷つけ、または弊社に対して不都合な行為を行わぬよう十分な注意を払うものとしします。また、パートナーは、顧客に単

に本サービスを紹介するだけでなく、顧客契約の締結まで、責任をもって本件業務を行うものとし  
ます。

5. パートナー登録の完了時に、パートナーが本サービスに未加入の場合は、原則として本サービスに加入するものとし、パートナーはこれを実際に利用の上、顧客に紹介するものとし、
6. パートナー登録の完了は、パートナーに対し弊社の代理人としての地位を与えるものではありません。

#### 第5条（本件業務の内容）

1. 本件業務の内容は、次の通りとします。
  - ①本サービスの勧奨
  - ②顧客契約の弊社への取次ぎ
  - ③本サービス内容の変更等にかかる連絡の弊社への取次ぎ
  - ④本サービスの不具合にかかる連絡の一次窓口
  - ⑤顧客契約の解約にかかる業務
  - ⑥前各号に付随する業務
  - ⑦その他、弊社およびパートナー間で協議の上決定した業務
2. 本件業務は、パートナーが顧客情報を弊社に送付し、弊社の所定の処理を経て顧客契約が締結され、顧客による本サービス利用が確認でき、かつ入金があったことをもって完了したものとします。
3. パートナーが本件業務を履行するにあたり顧客に対して提示する取引条件は、顧客契約書、弊社所定の受付システムまたはWebダイレクト掲載の見積書によるものとします。
4. パートナーは、本件業務を履行するにあたり、次の事項を確認しなければならないものとします。
  - ①申込が顧客の意思によるものであること。
  - ②顧客契約書は顧客により記名押印されたものであること。但し、弊社所定の受付システムまたはWebダイレクトで申込をした場合は不要とします。
  - ③顧客契約書に、顧客の名称、代表者、住所、電話番号等必要な事項が適正に記載されていること。
  - ④前各号のほか、弊社が別途定める必要な書類が全て揃っていること。

#### 第6条（パートナーの等級）

1. 弊社では、各パートナーの取次ぎにかかる顧客の保有件数（解約分を除きます。）に応じ、各パートナーに対し、次の各号の等級を設定しております。各等級の意義は、当該各号の定めるところによるものとします。なお、下記の「保有件数」に含まれるのは、アルファメール等ホスティングサービスによるものに限られ、その他取り扱いサービスは除かれます。
  - ①「ビジネスパートナー」とは、保有件数が30件以下のパートナーをいうものとします。
  - ②「スペシャルパートナー」とは、保有件数が31件以上のパートナーをいうものとします。
2. パートナーは、パートナー登録契約の成立時には、「ビジネスパートナー」として認定されております。当該パートナーの保有件数が、前項②号の基準を達成した場合は、当該パートナーを同号に定める等級のパートナーと認定し、所定の方法で、当該パートナーに通知するものとします。
3. 各パートナーの等級に応じて支払われる手数料の金額は、別に定める通りとします。

#### 第7条（手数料）

1. 弊社は、パートナーが提供した本件業務の報酬として、顧客契約が締結され、弊社に顧客からの入金があった時点で、手数料として「初期インセンティブ」をパートナーに支払うものとします。
2. 弊社は、前条に定めるパートナーの等級に応じて「初期インセンティブ」に加え、手数料として「継続インセンティブ」をパートナーに支払うものとします。
3. 弊社は、顧客契約の継続年数が第1項に定める課金開始日より3年（37ヶ月以上）を経過した時点で、一時金として「経年ボーナス」をパートナーに支払うものとします。
4. 手数料の金額および支払い条件については、別に定める通りとします。
5. パートナーの本件業務にかかる不正が判明した場合、弊社は一切の手数料の支払いを拒絶できるものとします。

#### 第8条（最低利用期間および手数料の返金）

1. パートナーは、本サービスを顧客に取次ぐ場合、顧客に対し、別に定める最低利用期間を通知するも

のとします。

2. パートナーの本件業務の履行により、顧客契約が締結されたにもかかわらず、弊社が当該顧客からの入金を確認できない場合、弊社は当該パートナーに対し、手数料を支払わないものとします。
3. 顧客が別に定める最低利用期間内に弊社との契約を解約した場合、パートナーは弊社から受領した手数料の全額を、直ちに弊社に返金しなければならないものとします。

#### 第9条（利用代金の回収）

1. 顧客が本サービスを利用したことにかかる代金の回収については、弊社が行うものとします。但し、弊社が顧客から利用代金を回収できない場合、パートナーは弊社に協力して顧客より利用代金を回収するものとします。
2. 前項にかかわらず、代金の回収についてパートナーと弊社間にて別段の取決めを行った場合は、当該取決めが本条に優先して適用されるものとします。
3. 前項の取決めがある場合、顧客は弊社の定める所定の方法にて申込を行うものとします。

#### 第10条（商品提供の中止）

1. 弊社は、顧客が本サービスの利用代金の支払いを2ヶ月以上徒過した場合、顧客に対し、本サービスの提供を中止することができるものとします。但し、顧客に特別な事情がある場合等、弊社が顧客の支払い遅延につき相当の事由があると判断する場合は、この限りではありません。
2. パートナーは、本サービスを顧客に販売する場合、前項の事項につき顧客に通知するものとします。

#### 第11条（対象商品、手数料等の変更）

弊社は、事情の変化に応じて、パートナーに通知することにより、商品および第7条に定める手数料を変更できるものとします。

#### 第12条（第三者への再委託）

パートナーは、弊社の事前の書面による承諾なしに、本件業務を第三者へ再委託することができないものとします。

#### 第13条（商標等の使用）

パートナーは、あらかじめ弊社の承諾を得た場合に限り、「商標等の使用に関するガイドライン」に定める基準にしたがい、弊社の商標、商品名、ロゴその他のマークを使用できるものとします。

#### 第14条（業務指導、販売支援および報告）

1. 弊社は、パートナーに対し、本規約に基づく業務の遂行上必要な業務指導および各種の販売支援を、弊社の判断で実施できるものとします。
2. 弊社は、パートナーに対し、弊社の業務の遂行上必要な報告を求めることができるものとします。
3. 弊社は、別途パートナーにおける販売目標値を定めることができるものとします。

#### 第15条（禁止事項）

1. パートナーは、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
  - ①手数料の一部を顧客にフィードバックする等、顧客に対し金銭等の供与を行うこと。
  - ②顧客に対し、誤った情報・誤解等を与え、または弊社の信用を著しく失墜させること。
  - ③顧客に対し、短期利用を前提とした紹介業務を行うこと。
  - ④申込み意思のない顧客をあたかも申込み意思のあるものとして、虚偽または強引に紹介業務を行うこと。
  - ⑤法令で規制されている取引またはこれに類似する取引を行うこと。
  - ⑥その他不適正な営業活動を行うこと。
2. 弊社はパートナーに対し、パートナーからの取次ぎが不正な方法によって履行された疑義があると弊社が判断した場合は、当該パートナーの本件業務について必要な調査を行うことができるものとします。

## 第16条（秘密保持）

パートナーは、本契約の履行に関連して知り得た弊社および顧客の技術上、業務上その他の秘密情報を、書面による事前の同意なしに第三者に開示・漏洩しないものとします。なお、本条の規定は、パートナーがパートナーでなくなった後も、有効に存続するものとします。

## 第17条（個人情報）

弊社は、パートナー担当者の氏名、住所、電話番号、e-mail アドレス等の本サービス利用に必要なパートナー担当者の情報を個人情報（以下「個人情報」といいます。）として扱うものとします。

## 第18条（個人情報の利用目的）

1. 弊社は、個人情報を次の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。
  - ①契約の履行（商品、サービス、受託業務）  
取引契約の履行に付随するご連絡・お問い合わせ対応等
  - ②商品、サービスに関する情報の提供および提案、連絡、マーケティング活動  
メール・お電話・郵送・FAX・訪問等によるご案内・連絡等
  - ③商品、サービスの企画および利用等の調査に関する、お問い合わせ、連絡、回答  
アンケートなどによる商品、サービス、企画、お客様ご利用状況・満足度等の調査等
  - ④商品、サービス、その他のお問い合わせ、依頼等の対応、試用の提供等  
お客様からの各種お問い合わせ、資料請求など依頼対応
  - ⑤展示会、セミナー、トレーニング、懸賞、その他イベントに関する案内、回答
  - ⑥代金の請求、回収、支払い等の事務処理
  - ⑦統計資料の作成
  - ⑧その他一般事務・業務等の連絡、お問い合わせ、回答
  - ⑨お客様から受託もしくは個別のサービスにて同意を得た範囲内で利用する場合 等
2. パートナーは、本サービスの利用を申し込むにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。

## 第19条（個人情報の取り扱い）

1. 弊社は、パートナーが申し込み、届け出た個人情報を、弊社の「個人情報保護宣言・方針」、「弊社の個人情報保護運用」（<http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/>）に準じて管理するものとします。
2. 弊社は、弊社の責任において、個人情報を、不正な使用、アクセス、開示、改変又は破棄から合理的な方法で保護するものとし、セキュリティ保護のために、アクセス管理、その他の方法を適宜使用するものとします。
3. 弊社は、第18条1項の利用目的の遂行にあたって個人情報を利用する必要がある弊社の役員または従業員（以下、「開示対象者」といいます。）にのみ開示するものとし、開示対象者以外の第三者に開示しないものとします。
4. 弊社は、弊社の責任において、個人情報に関する事故の拡大防止や収拾のために必要な措置を講じるものとします。なお、弊社の責に帰すべき事由に起因して、個人情報に関する事故が生じた場合、弊社はその個人情報に関する事故に直接起因するパートナーの損害について賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、弊社は責任を負わないものとします。

## 第20条（個人情報の第三者への開示、提供）

弊社は、次のいずれかに該当する場合を除いて、パートナーから取得した個人情報を第三者に開示、提供しないものとします。

- ①法令の定めによる場合
- ②パートナーご本人および公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- ③予めパートナーから第三者に開示、提供することについて同意を得ている場合

## 第21条（個人情報の訂正等の方法）

1. パートナーが、申し込み、届け出た登録内容の訂正、削除、個人情報の利用停止、個人情報の開示を要求す

る場合は、パートナーが弊社所定の方法により、実施するものとします。その場合、弊社は要求者がパートナーであるかを確認する場合があります。

2. 個人情報の開示の方法及び郵送料については、弊社の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」 (<http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/>) にて確認するものとします。

## 第22条 (損害賠償)

弊社およびパートナーは、本規約に違反することにより相手方に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとします。

## 第23条 (パートナー登録の解除)

1. 弊社およびパートナーは、相手方に本規約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合には、パートナー登録を解除することができます。
2. 弊社およびパートナーは、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、催告なしに直ちにパートナー登録を解除することができます。
  - ① 重大な過失または背信行為があったとき
  - ② 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立または公売処分を受けたとき
  - ③ 手形または小切手の不渡をなし、または銀行あるいは手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④ 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - ⑤ 営業停止、営業免許または営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき
  - ⑥ 債務の履行を怠ったとき
  - ⑦ 財務状態の悪化、またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき

## 第24条 (有効期間)

1. 本規約の有効期間は、前条によりパートナー登録が解除された場合を除き、パートナー登録の完了日より1年とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までにパートナーまたは弊社から何等の申し出がない場合、有効期間は、1年間自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。なお、本規約を更新しない旨の申入れは、相手方に対し書面の提出をもって行うものとします。
2. 前項の有効期間中であっても、弊社およびパートナーは、1ヶ月前に予告をして本規約を解約できるものとします。

## 第25条 (反社会的勢力の排除)

1. 弊社およびパートナーは、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力に関与もしくは利用せず、反社会的勢力と取引を行わないことを相手方に対して表明し、保証するものとします。
2. 弊社およびパートナーは、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せずに、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

## 第26条 (権利義務の譲渡)

弊社およびパートナーは、相手方の書面による承諾を得ない限り、本規約により生じる一切の権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡もしくは引受けさせまたは担保に供してはならないものとします。

## 第27条 (管轄裁判所)

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

平成23年3月1日 制定  
平成23年9月13日 改訂  
平成28年12月1日 改訂

# 商標等の使用に関するガイドライン

～たよれーるインターネットパートナー～

このガイドラインは、本規約に附帯して、弊社がパートナーに使用を許諾する弊社の商標の使用基準を示すものです。パートナーは本ガイドラインを遵守し、弊社の商標を使用して下さい。なお、本ガイドラインにおいて別段の定めがない限り、用語の定義は本規約の定めに従うものとします。

## 1. (使用条件)

1-1. パートナーは、本件業務に必要な範囲内において、弊社が別紙で指定する商標（以下「本件商標」といいます）を使用することができるものとします。

1-2. パートナーは、本件商標を使用する場合、事前に弊社に問合せ、弊社の承認を得るものとします。

1-3. パートナーは本件商標の使用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

- ① 他の文字、図形、記号その他の標章と結合させ、または組合せて表示する行為。
- ② インターネットサービスを取次ぎ販売する目的以外で使用する行為。
- ③ 本件商標と同一・類似または誤認混同されるおそれがある商標を、自らまたは第三者をして登録出願または使用する行為。
- ④ 本件商標の信用を失墜させ、またはその品位を傷つけるおそれのある行為。
- ⑤ 本件商標の顕著性を害するおそれがあると弊社が判断する行為。

1-4. パートナーは、本件商標を使用して、弊社または弊社の代理人であるかのような外観を創出し、または作出させてはなりません。

1-5. 弊社が、パートナーによる本件商標の使用が不相当であると判断し、パートナーに是正を要求した場合、弊社の指示に従い、パートナーは自らの費用負担で当該物件に対する是正措置を講ずるものとします。

## 2. (再使用許諾)

弊社は、本ガイドラインをもって、パートナー以外の第三者に本件商標の使用を許諾するものではありません。

## 3. (終了後の措置)

理由の如何を問わずパートナー登録が終了した場合、パートナーは弊社の指示に従い、直ちに本件商標の掲載、表示を中止し、本件商標の電子データ等を保存している場合は、返還、破棄しなければなりません。

## 4. (ガイドラインの更新)

本ガイドラインは、必要に応じ更新されます。

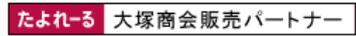
本ガイドラインが更新された場合、パートナーは更新後のガイドラインを遵守しなければなりません。

以上

初版 2016年12月1日

<別紙>

2016年12月現在



基本カラー



C40 M100 Y60 K0



C0 M0 Y0 K100

以上